

お知らせ

10月は
「全国不正軽油撲滅強化月間」

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に軽油の代替燃料として灯油や重油を混ぜるなどして使用するものです。

不正軽油に関する情報がありましたら、下記の情報提供先、もしくは県公式ホームページ内の不正軽油110番情報提供フォームにお寄せください。「不審なタンクローリーが出入りしている」、「深夜・早朝に怪しげな給油現場を目撃した」など、どのような情報でも構いません。

■情報提供・問い合わせ先

栃木県税事務所
軽油引取税調査担当
☎0282(23)3862

情報提供フォーム



10月は「土地月間」

～適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすい県土づくりを推進しましょう～

大規模な土地取引には届出が必要です。一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づきその利用目的などの届出が必要です。

■届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

■届出の必要な面積

市街化区域 2,000㎡以上
その他の都市計画区域 5,000㎡以上

都市計画区域外 10,000㎡以上
※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

■届出者

権利取得者(土地売買の場合は買主)

■届出書類

土地売買等届出書1部

■届出期限

契約日から2週間以内(契約日を含む)

■届出・問い合わせ先

総合政策課
☎(32)8886

児童扶養手当制度の一部改正

11月1日付で児童扶養手当法施行令の改正が予定されています。11月分の児童扶養手当から適用される予定です。詳細は市ホームページでご確認ください。

■改正内容

- ①第3子以降の児童に係る加算額の引上げ
- ②全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げ
- ③一部支給を算出するための計算式にかかる係数の変更

■問い合わせ先

子育て応援課
☎(32)8903



市ホームページ

「下野市の伝説」「下野市ふるさとかるた」の有料頒布

市に伝わる伝説や民話などを採集した伝説集「下野市の伝説～ふるさとめぐりの旅～」と、市の名所・旧跡や特産物等をテーマとした「下野市ふるさとかるた」を頒布しています。ぜひお手に取っていただき、ふるさと下野市への理解を深めるためにお役立てください。

■頒布場所 市役所、下野薬師寺歴史館、グリムの館、オアシスポップ館

■頒布価格 各500円(税込)

■問い合わせ先

学校教育課 ☎(32)8918



2024年 10.12 土 AM10:00～
相続勉強会 開催！
参加無料 完全予約制

参加者様の感想

遺言書の作成を痛感した



知らない事はばかりで勉強になりました

ぜひ知ってください！大切なお話です！

※同業他社の方はご遠慮ください



土地・建物

管理・台風対策大丈夫ですか？



台風による倒壊



飛来災害



除草作業



空き家の管理

無料相談！致します

秘密厳守！致します

「ノブールホーム」のグループ会社

とちぎ未来開発(株)

お問合せはこちら

☎0282-24-5687

〒328-0075 栃木市箱森町 36-17



広告